

湛水防除事業（継続）

1. 趣旨

流域の開発、地盤沈下等の立地条件の変化、河川改修等による流況の変化により湛水被害が発生している地域において、排水施設の整備を行い、農用地、農業用施設はもとより、公共施設や家屋の湛水・溢水被害の防止を図る。

2. 事業内容

湛水被害を防止するために行う排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、用排水路等の新設又は改修等。

排水施設整備対策工事

ア 排水施設整備工事及び湛水防除施設改修工事

排水機場、排水樋門、遊水池等貯留施設、地下浸透施設、排水路、排水調整池の新設又は改修

イ 排水管理施設整備工事

排水管理に必要な施設の新設又は改修 等

クリーク防災機能保全対策工事

クリーク（農業用の水路網）地域の溢水被害及び水路機能被害を防止するために都道府県が作成する基本計画に基づき行う、排水施設の改修、農業用道路の改修、暗渠排水及び整地

農地防災排水

農用地及び農業用施設に災害が発生するおそれの大きい低平な地域における排水機場、排水樋門、排水路等の排水施設の新設又は改修

3. 事業主体等

(1) 事業主体

都道府県または市町村

(2) 採択要件

排水施設整備対策工事

ア 排水施設整備工事及び湛水防除施設改修工事

(1) 受益面積がおおむね 30ha(大規模：400ha)以上のもの

(2) 総事業費がおおむね5,000万円(大規模：5億円)以上のもの

イ 排水管理施設整備工事

受益面積がおおむね100ha(大規模：1,000ha)以上のもの

クリーク防災機能保全対策工事

受益面積がおおむね20ha(大規模：100ha)以上のもの

農地防災排水

都道府県営かんがい排水事業と併せ行うものであり、当該事業の排水基準を上回って排水施設を整備する必要がある地域であること

受益面積（農用地）がおおむね100ha以上のもの

末端支配面積は併せ行う都道府県営かんがい排水事業と同一であること

4. 基本補助率（内地）

大規模 55% 小規模 50% （農地防災排水 55%）

5. 平成19年度概算決定額

16,467,000(16,157,000)千円

【担当課：農村振興局整備部防災課、水利整備課】